

新城市請負契約に係る指名停止の措置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新城市（以下「市」という。）が発注する工事請負等の契約の相手方として不適切な者を排除し、適切な業者選定をするために、市の競争入札及び随意契約に参加する資格を有する者の指名停止に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 工事請負等 工事若しくは製造の請負、物品の買入れ、修理若しくは加工又は業務の委託をいう。

(2) 有資格業者 競争入札の参加資格業者として登録されている者及び随意契約の相手方をいう。

(3) 指名停止 指名停止、指名回避、指名保留、不選定等の名称のいかんを問わず、一定の要件に該当するため、工事請負等を受注させるのにふさわしくない有資格業者について、市長が、その契約担当者（新城市契約規則（平成17年新城市規則第37号）第3条第1号に規定する契約担当者をいう。）に対し、一定の期間、入札に参加させず、又は指名の対象外とすることを定める措置をいう。

(指名停止)

第3条 市長は、有資格業者が別表第1及び別表第2の各号（以下「別表各号」という。）に掲げる措置要件のいずれかに該当するときは、情状に応じて別表各号に定めるところにより、新城市入札審査会（以下「審査会」という。）において期間を定め、当該有資格業者について指名停止を行うものとする。

2 市長は、指名停止を行った場合において、当該指名停止に係る有資格業者を現に指名しているときは、指名を取り消すものとする。

3 契約担当者は、市長が第1項の指名停止を行ったときは、当該指名停止に係る有資格者を競争入札に参加させず、又は指名してはならない。

(下請負人及び共同企業体に関する指名停止)

第4条 市長は、前条第1項の規定により指名停止を行う場合において、当該指名停止について責めを負うべき有資格業者である下請負人があることが明らかになったときは、当該下請負人について、元請負人の指名停止の期間の範囲内で情

状に応じて期間を定め、指名停止を併せ行うものとする。

2 市長は、前条第1項の規定により共同企業体について指名停止を行うときは、当該共同企業体の有資格業者である構成員（明らかに当該指名停止について責めを負わないと認められる者を除く。）について、当該共同企業体の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を併せ行うものとする。

3 市長は、前条第1項又は前2項の規定による指名停止に係る有資格業者を構成員に含む共同企業体について、当該指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を行うものとする。

（指名停止の期間の特例）

第5条 有資格業者が一の事案により別表各号の措置要件の2以上に該当したときは、当該措置要件ごとに規定する期間の短期及び長期の最も長いものをもって、それぞれ指名停止の期間の短期及び長期とする。

2 有資格業者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合における指名停止の期間の短期は、それぞれ別表各号に定める短期の2倍（当初の指名停止の期間が1か月に満たないときは、1.5倍の期間とする）。

(1) 指名停止の期間中又は当該期間の満了後1年を経過するまでの間に、別表各号の措置要件に該当することとなったとき。

(2) 別表第2第1号から第8号までの措置要件に係る指名停止の期間の満了後3年を経過するまでの間に、同表第1号から第8号の措置要件に該当することとなったとき（前号に掲げる場合を除く。）。

3 市長は、有資格業者について情状酌量すべき特別の理由があるため、別表各号及び前2項の規定による指名停止の期間の短期未満の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該短期の2分の1まで短縮することができる。

4 市長は、有資格業者について、極めて悪質な事由があるため、又は極めて重大な結果を生じさせたため、別表各号及び第1項の規定による長期を超える指名停止の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該長期の2倍まで延長することができる。

5 市長は、指名停止の期間中の有資格業者について、情状酌量すべき特別の理由又は極めて悪質な事由が明らかとなったときは、別表各号及び前各号及び第6条に定める期間の範囲内で指名停止の期間を変更することができる。この場合において、別表第4号から第7号に該当し、かつ、当初の指名停止の期間が満了し

ているときは、当初の指名停止期間を変更したと想定した場合の期間から、当初の指名停止期間を控除した期間をもって、新たに指名停止を行うことができる。

6 市長は、指名停止の期間中の有資格業者が、当該事案について責めを負わないことが明らかとなったと認めたときは、当該有資格業者について指名停止を解除するものとする。

(独占禁止法違反等の不正行為に対する指名停止の期間の特例)

第6条 市長は、第3条第1項の規定により情状に応じて別表各号に定めるところにより指名停止を行う際に、有資格業者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）違反等の不正行為により次の各号の一に該当することとなった場合（前条第2項の規定に該当することとなった場合を除く。）の指名停止の期間は、それぞれ該当各号に定める期間とする。

(1) 談合情報を得た場合、又は本市の職員が談合があると疑うに足りる情報を得た場合で、有資格者が、当該談合を行っていないとの誓約書が提出されたにもかかわらず、当該事案について、別表第2第5号、第7号又は第8号に該当したとき
それぞれ当該各号に定める短期の2倍の期間

(2) 入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（昭和14年法律第101号。）第3条第4項に基づく市長による調査の結果、入札談合等関与行為があり、又はあったことが明らかとなったときで当該関与行為に関し、別表第2第4号又は第5号に該当する有資格者に悪質な事由があるとき（前号に掲げる場合を除く。）
それぞれ当該各号に定める短期に1か月を加算した期間

(3) 市又は他の公共機関の職員が、競売入札妨害（刑法（明治40年法律第45号）第96条の3第1項。以下同じ）又は談合（刑法第96条の3第2項。以下同じ。）の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたときで、当該職員の容疑に関し、別表第2第6号から第8号に該当する有資格者に悪質な事由があるとき（第1号又は第2号の規定に該当することとなった場合を除く。）

それぞれ当該各号に定める短期に1か月を加算した期間

(不正業者の報告及び審議)

第7条 市の発注した工事請負等の関係課長等は、当該工事請負等の契約業者が、別表各号に掲げる措置要件のいずれかに該当すると認められる者（以下「不正業

者」という。)を知ったときは、契約担当課長に報告しなければならない。

2 契約担当課長は、前項の報告その他によって不正業者を知ったときは、指名停止の適否及び期間について、その都度、新城市入札審査会（以下「審査会」という。）の審議に付すものとする。

（指名停止の通知）

第8条 市長は、第3条第1項若しくは第4条各項の規定により指名停止を行い、第5条第5項により指名停止の期間を変更し、又は同条第6項の規定により指名停止を解除したときは、当該有資格業者に対して遅滞なく通知するものとする。ただし、市長が通知する必要がないと認める理由があるときは、通知を省略することができる。

2 市長は、前項の規定により指名停止の通知をする場合において、当該指名停止の理由が市の発注した工事請負等に関するものであるときは、必要に応じ改善措置の報告を徴するものとする。

（随意契約の相手方の制限）

第9条 契約担当者は、指名停止の期間中の有資格業者を随意契約の相手方としてはならない。ただし、災害等緊急を要する場合で、特にやむを得ない理由があると認められる場合は、あらかじめ市長の承認を受けて指名停止の期間中の有資格業者を随意契約の相手方とすることができる。

（下請等の禁止）

第10条 契約担当者は、指名停止の期間中の有資格業者が市の契約に係る工事請負等の全部又は一部を下請負し、若しくは受託することを承認してはならない。

（指名停止に至らない理由に関する措置）

第11条 市長は、指名停止を行わない場合において、必要があると認めるときは、当該有資格業者に対し、書面又は口頭で警告又は注意の喚起を行うことができる。

（その他）

第12条 この要綱に定めない事項については、審査会の審議を経て市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年10月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成25年10月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現にこの要綱による改正前の新城市請負契約に係る指名停止等の措置要綱の規定による指名停止を受けている登録業者の当該指名停止の取扱いについては、なお従前の例による。

別表第1

事故等に基づく措置基準

措 置 要 件	期 間
<p>(虚偽記載)</p> <p>1 市の発注する工事の請負契約に係る一般競争入札及び指名競争入札において、競争参加資格確認申請書、競争参加資格確認資料その他の入札前の調査資料に虚偽の記載をし、工事等の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1か月以上6か月以内</p>
<p>(粗雑工事等)</p> <p>2 市と締結した工事請負等（以下この表において「市発注工事等」という。）の履行に当たり、次のア、イのいずれかに該当し、契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p> <p>ア 市発注工事等の契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者</p> <p>イ 市発注工事等の契約の履行に当たり、過失により工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者。ただし、瑕疵が軽微であると認められるときを除く。</p>	<p>当該認定をした日から 4か月以上9か月以内</p> <p>1か月以上6か月以内</p>
<p>3 愛知県内における工事請負等で、前号に掲げるもの以外のもの（以下この表において「一般工事等」という。）の履行に当たり、過失により工事請負等を粗雑にした場合において、瑕疵が重大であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1か月以上3か月以内</p>
<p>(契約違反)</p> <p>4 第2号に掲げる場合のほか、市発注工事等の履行に当たり、契約に違反し、工事請負等の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 2週間以上4か月以内</p>
<p>(安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故)</p> <p>5 市発注工事等の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害（軽微なものを除く。）を与えたと認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1か月以上6か月以内</p>
<p>6 一般工事等の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1か月以上3か月以内</p>
<p>(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故)</p>	

7 市発注工事等の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事請負等関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。	当該認定をした日から2週間以上4か月以内
8 一般工事等の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事請負等関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	当該認定をした日から2週間以上2か月以内

別表第2

贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措 置 要 件	期 間
(贈賄) 1 次のア、イ又はウに掲げる者が市の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	
ア 有資格業者である個人又は有資格業者である法人の代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書（専務取締役以上の肩書をいう。）を付した役員を含む。以下「代表役員等」と総称する）。	逮捕又は公訴を知った日から 4か月以上12か月以内
イ 有資格業者の役員（執行役員を含む。）又はその支店若しくは営業所（常時工事請負等の契約を締結する事務所をいう。）を代表する者で、アに掲げる者以外のもの（以下「一般役員等」という。）	3か月以上9か月以内
ウ 有資格業者の使用人でイに掲げる者以外のもの（以下「使用人」という。）。	2か月以上6か月以内
2 次のア、イ又はウに掲げる者が愛知県内の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	
ア 代表役員等	逮捕又は公訴を知った日から 3か月以上9か月以内
イ 一般役員等	2か月以上6か月以内
ウ 使用人	1か月以上3か月以内
3 次のア又はイに掲げる者が愛知県外の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	
ア 代表役員等	逮捕又は公訴を知った日から 2か月以上6か月以内
イ 一般役員等	1か月以上3か月以内
(独占禁止法違反行為)	

<p>4 業務に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、工事請負等の契約の相手方として不相当であると認められるとき（次号に掲げる場合を除く。）。</p>	<p>当該認定をした日から 2か月以上9か月以内</p>
<p>5 市と締結した請負契約に係る工事等に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、工事請負等の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 3か月以上9か月以内</p>
<p>（談合又は競売入札妨害） 6 有資格業者である個人、有資格業者の一般役員等又は使用人が、談合又は競売入札妨害の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき（次号に掲げる場合を除く。）。</p>	<p>逮捕又は公訴を知った 日から 2か月以上12か月以内</p>
<p>7 市と締結した工事請負等の契約に関し、有資格業者である個人、有資格業者の一般役員等又は使用人が、談合又は競売入札妨害の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	<p>逮捕又は公訴を知った 日から 3か月以上12か月以内</p>
<p>8 市と締結した工事請負等の契約に関し、有資格業者の代表役員等が談合又は競売入札妨害の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	<p>逮捕又は公訴を知った 日から4か月以上12か 月以内</p>
<p>（建設業法違反行為） 9 建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき（次号に掲げる場合を除く。）</p>	<p>当該認定をした日から 1か月以上9か月以内</p>
<p>10 市発注工事等に関し、建設業法の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1か月以上9か月以内</p>
<p>（不正又は不誠実な行為） 11 別表第1及び前各項に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事請負等の請負の契約の相手方として不適切であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1か月以上9か月以内</p>
<p>12 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が禁錮以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁錮以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告され、工事請負等の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1か月以上9か月以内</p>
<p>（不当要求行為等）</p>	

新城市請負契約に係る指名停止の措置要綱

<p>13 新城市不当要求行為等の防止に関する規程(平成17年新城市制定)第2条に規定する不当要求行為等を行ったと認められるとき。</p>	<p>1か月以上9か月以内</p>
<p>(暴力的不法行為等)</p>	
<p>14 次の(1)から(9)までのいずれかに該当するもので契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	
<p>(1) 有資格業者の役員等が集团的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれのある組織(以下「暴力団」という。)の関係者であると認められるとき、又は暴力団関係者が資格者の経営に実質的に関与していると認められるとき。</p>	<p>12か月</p>
<p>(2) 有資格業者の役員等が自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団関係者を利用するなどしていると認められるとき。</p>	<p>12か月</p>
<p>(3) 有資格業者の役員等が暴力団又は暴力団関係者若しくは暴力団関係者が経営又は運営に実質的に関与していると認められる法人、組合等に対して直接又は間接を問わず資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。</p>	<p>6か月以上12か月以内</p>
<p>(4) 有資格業者の役員等が暴力団又は暴力団関係者と密接な関係を有していると認められるとき。</p>	<p>6か月以上12か月以内</p>
<p>(5) 有資格業者の役員等が暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。</p>	<p>3か月以上12か月以内</p>
<p>(6) 有資格業者の役員等が暴力団関係者又は暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人、組合等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。</p>	<p>6か月以上12か月以内</p>
<p>(7) 資格者である個人又は資格者の役員若しくはその使用人が、業務に関し、暴力行為を行ったと認められるとき。</p>	<p>1か月以上12か月以内</p>
<p>(8) 有資格業者が市の発注する工事の契約を履行するに当たり、暴力団又は暴力団関係者が経営又は運営に実質的に関与していると認められる会社等と下請契約を締結したとき。</p>	<p>3か月以上6か月以内</p>

新城市請負契約に係る指名停止の措置要綱

<p>(9) 有資格業者が市の発注する工事の契約を履行するに当たり、暴力団又は暴力団関係者が経営又は運営に実質的に関与していると認められる資材会社等から資材、原材料等を購入したり、産業廃棄物処理施設を使用したとき。</p>	<p>3か月以上6か月以内</p>
<p>(その他重大な事案) 15 別表第1及び前各項に掲げる場合のほか、重大な事案が発生し、当該有資格業者が工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	<p>入札審査会で決定</p>